

第1385回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 平成29年12月14日 木曜日
開会 10時00分 閉会 11時40分

2 場 所 京都市役所内 教育委員室

3 出席者 教育長 在田 正秀
委員 星川 茂一
委員 奥野 史子
委員 鈴木 晶子
委員 高乗 秀明
委員 笹岡 隆甫

4 欠席者 なし

5 傍聴者 1人

6 議事の概要

(1) 開会

10時00分、教育長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第1384回京都市教育委員会会議の会議録について、教育長及び全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案1件、報告2件

イ 非公開の承認

報告1件については、市長の作成する議会の議案に対する意見の申出に関する案件及びその他の関係機関と協議等を必要とする事項に関する案件のため、京都市教育委員会会議規則に基づき、非公開とすることについて、全委員の承認が得られた。

ウ 報告事項

報告 「京都市教員等の資質の向上に関する指標」の策定状況について（中間報告）

（事務局説明 宮前 研修課長）

「教育公務員特例法の一部を改正する法律」が平成29年4月1日に施行されたことにより、任命権者と関係大学等とで構成する協議会を設置し、国の指針を参酌しつつ、教員等の資質の向上を図るために必要な指標を策定し、その指標を踏まえた教職員研修計画を策定することが規定された。本市では、本年11月1日に「京都市教員等の資質の向上に関する協議会」を設置し、第1回の協議会を開催した。今後、1月から2月にかけて開催する第2回協議会を経て平成30年2月を目途に「京都市教員等の資質の向上に関する指標」及び「教職員研修計画」を策定する予定であり、本日は、策定状況についての中間報告をする。

協議会は、教育委員会と各校種の校園長会、府下の教員養成系大学とで構成しており、大学からは、京都教育大学、佛教大学、京都地区大学教職課程協議会代表として京都工芸繊維大学に参画いただいている。教員の資質向上を担う教育委員会と、教員養成を担う大学が協力した中で、教員の養成・採用・研修の一体的な改革を目指す取組として位置づけられていることを踏まえ、協議会を構成している。

資料1は、教育公務員特例法の改正についての概要を示したものである。法改正の趣旨は、大量退職・大量採用等の影響により、これまで行われてきていた経験豊富な教員から若手教員への知識や技術の伝達、いわゆる次第送りが困難になるなど、学校現場の環境が大きく変化する中、新しい学習指導要領の趣旨を実現するため、教員の資質向上に係る環境を整えるための体制構築を目指すものである。資料1の新たなスキーム（イメージ）のとおり、法改正に伴い、文部科学大臣により教員の資質の向上に関する指標を定めるための必要な「指針」が策定され、教育委員会と大学等で構成する協議会はその指針に基づき、教員の資質向上に係る指標を策定するという枠組となっている。

資料2については、国が策定した指針の概要をまとめたものである。「2 趣旨」のとおり、このたび策定する指標は、「教員が研修等を通じて資質向上を図る目安を示すこと」、「自らの職責・経験・適性に応じて更に高度な段階を目指す手がかりとなるもの」、「効果的・継続的な学びに結びつける意欲を喚起することを可能とする体系的なもの」と位置付けられている。また、「2 成長段階の設定」のとおり、新規採用教員に対して任命権者が求める資質を設けることや、「3 指標の内容を定める際の観点」のとおり、教職を担うに当たり必要となる素養や、授業力に関すること、学級経営や学校経営に関する事項等が定められており、こうした枠組を踏まえ本市の実態を鑑みた指標を作成しているところである。

それでは、第1回協議会において提示した「指標」の原案について、資料3に沿っ

て説明する。指標の作成にあたっては国が示す指針に基づき、本市教育の大綱である「学校教育の重点」を中心に、教員の資質向上や研修に関連して本市においてこれまでから活用してきた資料などを参考に作成した。教員に求められる役割が多様化する中、どのような力を伸ばしていくことが大切なのかということを知りやすく伝え、教員にとって「教育実践への意欲を高める」指標でありたいと考えている。そこで、指標の作成にあたり、いつの時代にも教員として必要な資質、これからの教育課題に対応するために必要な資質、京都市の教員として大切にしたい資質、これらの3点を意識した。

続いて、指標の全体像について説明する。教員、管理職として高めたい資質や指導力を縦軸に、採用時から管理職までの8段階を横軸にしている。縦軸については教員に求める資質、指導力として一つ目に自覚や使命感、他者との連携・協働等、「教員としての基礎的な素養」、二つ目に学習指導や子ども理解を基盤とした指導力、子ども一人一人に寄り添える力等、「授業づくり、学級づくり」、三つ目に学校運営に参画し、組織の活性化に寄与できる力等、「学校づくり」とし、これらの3項目を設定した。管理職については、教員の資質・指導力に定めたものは当然備わっていることを前提に、さらに管理職として備えるべき資質や識見と学校経営力に特化して作成した。

続いて横軸、ステージの設定についてであるが、指針に基づき、「採用時」に任命権者が求める姿を記載する必要があることから、そこを第1段階として設定した。第2段階以降は、本市の研修体系において設定しているキャリアステージのⅠからⅢと指導教諭、主幹教諭、副校長・教頭、校園長を加え、合計8段階とした。ステージ毎の年数は「概ねの目安」としているが、ステージⅠは採用1年目から5年目、ステージⅡは6年目から14年目、ステージⅢは15年目以上とした。ステージⅠは、自身の学級や教科指導のこと等、まずは目の前の子どもにどのように向き合うか、という段階、ステージⅡは、校務分掌や学年でのリーダー等の経験を経て、リーダーとしての資質や専門性の向上を目指し、教員としての幅をさらに広げる段階、ステージⅢは、学校全体を視野に入れ、自己の専門性の更なる向上と若年・中堅教員への助言を通して、立場や役割に応じた専門性をより深める段階というイメージで構成した。

続いて各ステージの指標について説明する。別紙1の「新規に採用する教員について求める資質」であるが、採用前の段階であることを踏まえ、求められる資質、指導力に向けた素地があるということや資質の向上に向け、意欲的に取り組もうとする姿勢や意欲があるということ等を重視して作成した。別紙2-①は全校種の教諭、養護教諭、栄養教諭についての指標である。授業づくり、学級づくりにおいて求められる資質については、教員として、また担任として子どもと向き合う上では、経験年数に関わらず、共通の目標を目指し取り組む教員であってほしいとの思いから、ステージ共通の指標とした。しかし、同じ目標を目指しつつも経験年数に応じて、視野を段階的に広げること、他の教員との関わりの中で教員自身の役割や立場が変化していくことは必要であることを踏まえ、「授業づくり、学級づくりに係る資質、指導力を高める

視点」を設定した。また、一部の項目において校種、担当業務によつての留意事項を追記した。

別紙2-②は、養護教諭、栄養教諭の専門領域についての指標である。養護教諭、栄養教諭については教諭の指標における学習指導と学級経営の観点はそれぞれの専門領域に代えている。養護教諭は保健管理や保健教育、保健室経営等を、栄養教諭は食に関する指導、給食管理を観点とした。

別紙3は、校長、副校長・教頭の指標であるが、各項目については本市が定める管理職の標準職務遂行能力に基づき作成した。校長は学校経営の最高責任者として、校務をつかさどり、教職員を監督するという立場であることを踏まえて作成した。また、副校長・教頭については校長が示す教育ビジョンや方針が推進されるよう、校長の意思決定の場面で進言するなど、校長の職務を補佐することや、校内や地域との関係の中での企画力や連絡調整力、教職員をまとめあげる指導力を高める必要があることを踏まえて作成した。

第1回の協議会においては、指標全般に対し、「京都市の学校・幼稚園では「学校教育の重点」を基に各校園の方針を立てているので、重点を活用するための指標であつてよいのではないか。」、「指標には新学習指導要領の特徴的な文言はそのまま使用した方が、教員にも伝わりやすく良いのではないか。」といった御意見をいただいた。また、指標の活用に関しては、「教員自身がどう振り返り、どのように研修に活かしていくかということが非常に重要。」、「管理職の立場では、教員の良さを生かし、教員を育てていくような活用ができればと思う。また、自校園の地域背景や子どもの実態を踏まえて、各校園で主体的な活用ができればと思う。」等の意見をいただいた。大学側からは、「実際にボランティアとして学校で経験しながら、自身を振り返るためのシートに活用できる。」、「各自治体で求められる教員像が明確になっているということは、地域の特性も踏まえた学生のキャリア選択の指標や自身の振り返りの指標にもなる。」、「授業のシラバスへの反映についても検討したい」等の御意見をいただいた。

また、学校現場においても、管理職が校内の人材育成や教員との面談において活用したり、教員が定期的な自己の振り返り、取組の確認のために活用したりすることを想定している。本日いただいた御意見も踏まえ、指標案の修正を図っていきたいと考えている。

(委員からの主な意見)

【笹岡委員】 大学のシラバスに入れていただけるとのことであるが、大学と連携が進むことは望ましいことである。指標の策定により教員の研修計画はどのようなものになっていくのか。

【事務局】 本市では以前より、教職キャリアステージを踏まえた研修計画を策定し、とりわけ若年教員やミドルリーダー層の育成に重点を置いた体系的

な研修を進めてきたところであり、今後もこの指標を踏まえて研修の充実を図ってまいりたい。また、各学校での人材育成にも活用いただければと考えている。

【在田教育長】 指標における京都市の特徴はどのあたりになるのか。

【事務局】 学校教育の重点を踏まえて、一人一人の子どもを徹底的に大切にする教育理念や、市民ぐるみ・地域ぐるみの教育、開かれた学校づくりなどこれまでから本市が大切にしてきたことを指標の中に盛り込んでいる。

【在田教育長】 指標はどのように周知を図っていくのか。

【事務局】 毎年作成し、学校に配布している教職員研修計画の冊子に掲載することを検討している。

【奥野委員】 教職員研修計画の冊子は一人に一冊ずつ配布されているのか。

【事務局】 学校ごとに配布しており、学校規模によって異なるが1校あたり15冊程度である。各教員が研修計画を確認できるよう、総合教育センターのホームページで公開をしている。

【高乗委員】 指標の策定は大学と連携した新しい試みでもあり、意義のあることである。学校現場での教員の資質向上にどのように繋げていくのかが重要。学校現場では授業研究やケーススタディ等、実践的な研修が進められているが、教員が指標を活用し、どのように自己省察に繋げていくのか。OJTや研究会活動等の場面等、実際に指標が活用されるようになるためには工夫が必要であるが、どのようなことを検討されているのか。

【事務局】 教員の資質向上においては校長と教員がどこまで話し込んでいけるかが大切である。指標の策定により、京都市の教員としてどのような力が必要であるのかということが明確になる。教員は自身の力量が自校だけでなく、京都市全体で通用する力量であるのかということを振り返る必要がある。そのためにも管理職は教員一人一人に丁寧に関わり、共に振り返ることを繰り返していくことで、教員の力量を高めていくことが大切であり、その重要性を管理職にも伝えていきたいと考えている。

【星川委員】 指標の活用をどのようにするかが大切であり、指標の内容を踏まえて計画的に教員研修を進めていただければと思う。また、京都は大学が多数あるので、組織的に大学との連携を進めていただきたい。

【事務局】 様々な機会を活用し、協議会に参画いただいている大学以外にも広く周知を図っていけるよう検討する。

エ 議決事項

議第29号 京都市教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(事務局説明 有澤 教職員人事課長)

本件は、国の平成29年度予算における教員給与の見直しに係る義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法の見直しに準じて、教員特殊業務手当の額を引き上げるものである。

教員特殊業務手当は、特殊勤務手当の一種であり、管理職を除いた教諭や常勤講師等を対象とし、該当業務に一定時間以上従事した者に支給されるものであり、大きく4種類ある。

1つ目は、規則第1号の非常災害時の緊急業務であり、これは、非常災害時における児童生徒の保護又は緊急の防災もしくは復旧の業務等に、その日において8時間程度従事した場合等に、手当が支給されるものである。

2つ目は、規則第2号の修学旅行等指導業務であり、これは、泊を伴い、その日において8時間程度、修学旅行等の引率指導業務に従事した場合に、手当が支給されるものである。

3つ目は、規則第3号の対外運動競技等引率指導業務であり、これは、全市の競技会やコンクールなどの対外運動競技等の引率指導業務に、その日において8時間程度従事した場合に、手当が支給されるものである。

4つ目は、規則第4号の部活動指導業務であり、土日祝日に、その日において4時間程度、部活動の指導業務に従事した場合に、手当が支給されるものである。

教員特殊業務手当のこの間の経過については、まず、平成19年3月に中教審答申「今後の教員給与の在り方について」において、部活動指導手当等の充実について言及され、真に頑張っている教員を支援し、メリハリのある教員給与体系を確立する観点から、翌年10月に手当額が倍増となり、平成26年10月からは、手当額が更に25%引き上げられたところ。

今回の見直しでは、部活動指導に対する教員の負担の実態等を考慮し、休養日の設定など部活動運営の適正化に向けた取組を進めつつ、平成30年1月から、部活動指導業務に係る手当を更に20%引き上げることとし、併せて、部活動指導業務手当との均衡等を考慮し、修学旅行等引率指導業務手当及び対外運動競技等引率指導業務についても、同様に20%引き上げることとされている。

この間に本市では、昨年度まで本市立小・中・総合支援学校の教職員の給与費を負担していた京都府とともに、国に準じた見直しを行ってきたところ。今回の国の見直しにおいても、その主旨を踏まえ、国同様に教員特殊業務手当の支給額の見直しを行いたいと考えている。

具体的には、修学旅行等引率指導業務及び対外運動競技等引率指導業務については、現行の4,250円から5,100円となり、部活動指導業務については、現行の3,000円から3,600円となる。実施時期は、国の引上げと同じタイミングとなる平成30年1月1日とする。

なお、文部科学省が平成30年度の概算要求に挙げている、平成31年1月からの管理

職手当の改善や、部活動手当の支給要件の見直しについては、引き続き、国の動向を注視していく。

(委員からの主な意見)

【奥野委員】 部活動指導業務は、4時間を超えて指導をした場合、どれだけ従事しても額は変わらないのか。

【在田教育長】 変わらない。

【星川委員】 前回までの引上げは4つの業務すべてで行われたのか。

【事務局】 すべてで引上げを行った。

部活動指導業務について言えば、本市においては平成20年10月に1,200円から2,400円に倍増し、平成27年4月に2,400円から3,000円になり、今回は3,000円から3,600円となる。

(議決)

教育長が、議第29号「京都市教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、各委員「異議なし」を確認、議決。

オ 非公開の宣言

教育長から、以下の報告1件について、会議を非公開とすることを宣言。

カ 報告事項

報告 「京都市学校施設マネジメント行動計画(案)」の策定について

(事務局説明 俣野 教育環境整備室担当課長)

本行動計画策定の背景と目的については、本市の学校施設約165万㎡(総延床面積)のうち、築30年以上経過するものが約110万㎡と、全体の約7割を占めており、早急な老朽化対策が必要となっている一方、従来型の「改築」を中心とする学校施設の維持・更新では、平成42年度以降30年近くに亘って改築時期が集中し、試算では、1年間当たりの学校施設整備に要する経費が200億円を超える規模に膨らむ見込みとなっている。

そうした状況を踏まえ、平成29年3月に「京都市学校施設マネジメント基本計画」を策定し、児童・生徒の学び舎であり、災害時には市民の安心・安全の場となる学校施設を、今後将来にわたって継続的に、健全かつ良好な状態で維持・更新していくために、これまでの改築・事後修繕を主とする手法から、事前の計画的な取組によって学校施設の「長寿命化」を進め、維持更新に係るトータルコストの縮減や経年支出の平準化を図ることを目指すという基本的な考え方や方向性をまとめたところである。

こうした下で、「京都市学校施設マネジメント行動計画（案）」は、基本計画で示した方向性を踏まえ、学校施設の長寿命化改修を核とする「メンテナンスサイクル」の確立に向け必要となる、学校の校舎の耐久性を確認するために実施する、校舎の柱や壁の「構造躯体の健全性調査」、また、その結果を踏まえて設定する「校舎の目標使用年数」の判断に関する考え方、更には、今後の学校施設の整備水準のあり方等について、より具体的に示すための計画として策定するものである。

本行動計画の全体の構成内容について、第1章では、計画の目的・計画の「位置付け」とともに、「計画期間」及び「対象施設」、続いて本計画の全体構成について記載している。第2章では、「学校施設の老朽状況の把握について」として、「構造躯体の健全性調査」の実施、「構造躯体以外の劣化状況の把握」について記載している。第3章では、「学校施設の長寿命化の推進に向けて」として、「長寿命化改修における整備水準」、この整備水準を踏まえた「財政支出シミュレーション」、「土木構造物等の改修」について記載している。

続いて、各章ごとの詳細であるが、第1章では、計画期間については、平成30年度～39年度の10年間、計画対象施設については、本市立の小中学校の校舎としている。また、小・中学校の体育館・プールについては、現在実施しているリニューアル・改築の整備事業計画を引き続き実施していくものとしている。なお、学校敷地内に保有する境界塀・鋼製フェンス・樹木・運動場などの土木構造物の改修等についても、校舎の長寿命化改修や改築等に合わせるなど、可能な限り効率的・効果的に施工するよう努めていくこととしている。

第2章では、「構造躯体の健全性調査」の実施に関して、「実施方法」や「調査対象校の選定方法」等を定め、計画期間中の年度毎の実施校数を整理している。また学校施設の目標使用年数の設定については、構造躯体の健全性調査を踏まえた、1次判定に加え、長寿命化改修工事实施の際に校舎の機能性等の観点からも調査を行い、最終的な2次判定を行うこととしている。

「調査の実施方法」については、今後の「構造躯体の健全性調査」の実施に向け、本調査において必要となるコンクリートの強度などに関する数値・項目については、過去に実施している学校施設の耐震診断当時の調査データと重複する部分があるので、これらの過去のデータが活用できるかどうか検証するため、複数の学校で、実際にコンクリートコアを抜き出すなどの「試験調査」を実施し、既存データと試験調査データを比較し、検討した結果、既存データの有効性が確認できた。従って、今後の健全性調査に当たっては、まずは、既存データを活用して、「コンクリートの設計基準強度」「コンクリートの圧縮強度」「コンクリートの中性化深さ」の各調査項目に関する数値を踏まえ、行動計画に示す「評価項目・基準」に照らし合わせたいうで、校舎の「目標使用年数」についての一次判定を行うこととする。

なお、「既存データでは健全性の確認が不十分な場合」や、耐震診断が不要である昭和56年6月以降の新耐震基準に基づき整備しているため、「既存データが存在しない

場合」については、それぞれ、「補足調査」及び耐震診断調査と同様の「総合調査」を実施することとしている。

また最終的な目標使用年数の設定に向けた「長寿命化改修工事」の際に行う、校舎の機能性等の総合的な調査・評価の観点についてもまとめている。

続いて、「調査実施校の選定」についてであるが、本行動計画の対象施設は、平成30年4月時点で224校であるが、本調査の実施時期は、基本計画の考えに基づき現在の鉄筋コンクリート造の学校施設の法定耐用年数が47年であることから、対象校舎が「築47年に達する年度」に、「構造躯体の健全性調査」を実施することを基本として実施していく。その具体的な基準については、「築47年に達する」校舎を有する学校で複数の校舎を有することを踏まえ、「校舎の築年数の平均」を「学校年齢」と位置づけ、「学校年齢」が、「築47年」となる学校について、「構造躯体の健全性調査」を実施し、その際には、当該学校の校舎全体を一括して調査すること」並びに「学校年齢」が「築47年に達していない」学校においても、「築47年以上」の校舎が1棟でもある場合は、「当該校舎」のみを対象として「構造躯体の健全性調査」を実施し、更に、文部科学省の方針を踏まえ、一定の要件にあてはまる校舎は、「一括して健全性調査を実施すること」としている。

こうした方針の下、「学校年齢」に基づき本調査を実施する学校については、「学校年齢」に応じて「Aグループ」「Bグループ」「Cグループ」の3つに分けており、行動計画期間中には「Aグループ」の43校と「Bグループ」の98校について、調査を進めていく。また、該当校舎のみを対象に調査する基準に基づき、本調査を実施する学校数を合わせると、平成30年度には、計99校に対して、構造躯体の健全性調査を実施することとしている。

また、今後の学校施設の長寿命化に向けては、構造躯体の健全性を踏まえた取組とともに、構造躯体以外の老朽化状況を踏まえることが重要であり、そのために、学校における、専門家等による建築基準法に基づく法定点検等によって、適切に状況を把握していく。

次に、第3章「学校施設の長寿命化の推進に向けて」の「長寿命化改修における整備水準」についてであるが、築50年を目途に実施する学校施設の長寿命化改修の際の「整備水準」については、平成29年3月の本市「学校施設マネジメント基本計画」策定後に、文部科学省が示した「学校施設の長寿命化改修に関する事例集」や、文部科学省のモデル事業「学校施設の個別施設計画策定支援事業」により策定された他都市の計画等を参考に検討を行ったところである。そうした中で「基本計画」で示す「本市学校施設の目指すべき姿」の実現に向けた「多様な教育ニーズや新しい社会的にニーズに応えるための機能性の向上」はもとより、文部科学省の学校施設整備に係る国庫補助事業である「長寿命化改良事業」の適用要件も踏まえた、「構造体の長寿命化対策や水道・電気・ガス等のライフラインの更新といった建物の耐久性向上」のための整備水準を基本として、今後、各学校の老朽化状況に応じた最適な整備内容の具体化

を図っていく。

続いて、「財政支出シミュレーション」であるが、先ほどの整備水準に基づく財政支出シミュレーションについて、基本計画を踏まえ、財政支出の平準化を図るための「築60年・80年・100年間の使用目標を組み合わせた」検討を行い、加えて基本計画で示した「行動計画期間内の本市財政状況等を見ながら、必要に応じて、100年使用目標の学校数をより多く設定する」といった方針も踏まえ、2つのパターンを想定した財政支出シミュレーションを行った。

まず「60年・80年・100年間の使用目標を組み合わせた場合」については、本行動計画期間中の総工事費（改築・改修・予防保全等の経費総額の概算推計）は1,290億円程度となり、10年間の最大工事費は年間188億円程度、年平均工事費は129億円程度となり、本市の厳しい財政状況においては、実現が極めて困難だと考えられる。

次に、さらなる財政支出の抑制のため、基本計画に示された「100年使用目標の学校をより多く」した場合のシミュレーションについては、本行動計画期間中の総工事費は1,100億円程度となり、10年間の最大工事費は年間147億円程度、10年間の年平均工事費も110億円程度になり、現在の予算規模を上回るものの、1つ目のシミュレーションと比較すると年間20億円程度抑えることができる結果となった。

最後に、校舎以外の「土木構造物等の改修」については、今後の校舎の改修・改築に際して、境界塀・鋼製フェンス・樹木・運動場という「土木構造物」の劣化状況等を把握し、「土木構造物」の大規模な改修工事については、校舎の長寿命化改修や改築工事等と一体的に実施するよう努めていくこととしている。

最後に、この本行動計画（案）については、本会議及び市会（教育福祉委員会）での意見等も踏まえ、平成30年1月中を目途に本行動計画を策定予定である。

（委員からの主な意見）

【笹岡委員】長寿命化改修の国庫補助の割合はどれくらいなのか。

【事務局】交付金の算定割合としては1/3だが、加えて地方交付税算定における財政措置もあるため、実質的な地方負担は約1/4程度であり、かなり手厚い補助事業となっている。

【星川委員】予防保全はこの国庫補助の対象にはならないのか。

【事務局】予防保全は上記の補助事業の対象にはならないが、従前からの老朽化対策における国庫補助の対象となり、この補助事業を活用する場合は、実質的な地方負担は約1/2程度である。また、本基本計画並びに行動計画に基づくメンテナンスサイクルにおいては、築50年目の長寿命化改修の前に、築30年を目途に予防保全を事前実施することにより、老朽化の進行を遅らすことができ、従来よりも長く80年、100年を施設の長寿命

化を図ることできると考えており、予防保全についてもしっかり進めてまいりたい。

【星川委員】「構造躯体の健全性調査」における費用はどれくらい要するのか。

【事務局】過去に実施した耐震診断時における構造躯体の調査を行ったデータを活用する「書面調査」が基本となるため、その場合は1棟当たり5千円程度で済む。また、耐震診断の結果の有効性について、昨年度6校において現在のコンクリートコアを採取するサンプル調査を行い、その結果と既存のデータを照らし合わせ、両データの結果は概ね同程度であったため、既存のデータを活用できると考えている。

また、既存のデータでは健全性評価の確認が不十分な場合や存在しない場合は、改めて現地による「補足調査」または「総合調査」を実施するが、「総合調査」の場合は1校あたり約500万円程度を要する。

(4) その他

○教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告

11月22日 第16回教育実践功績表彰式典

11月25日 第8回全国少年少女チャレンジ創造コンテスト

12月1日 教育福祉委員会

12月9日 「象への恩返しプロジェクト」マイ村中学校校舎完成報告会

12月16日～4月15日 学校歴史博物館企画展「近代日本の道徳教育」

○事務局から当面の日程について説明

(5) 閉会

11時40分、教育長が閉会を宣告。

署 名 教育長